

介護事故対応の基本と
想定しておくべき法的リスク
～弁護士と連携することの重要性～

弁護士法人かなめ

弁護士法人かなめ 代表弁護士 畑山浩俊



介護事業は日本を支えるインフラです。

介護保険制度がスタートしてから20年以上が経ちましたが介護事業所を取り巻く環境は日に日に厳しくなっています。

介護保険制度の改定への対応、労働トラブル、利用者や家族とのトラブル、個人情報保護法対応等、法的な専門性の高い種々の問題が生じる介護現場において、法律家のサポート体制の充実化は重要性が高まっています。

しかし、日本の弁護士数は約4万人強と極めて少なく、その分布は都市圏に集中しています。数十人程度の弁護士しか存在しないエリアも多数あり、日本全国にある介護事業所へ適切なリーガルサービスを提供する体制がありません。

「介護現場に法的インフラをあまねく普及し、現場をサポートすることをもって組織を活性化すること」

我々弁護士法人かなめはこのミッションを掲げ、介護現場における法的課題を解決していきます。

弁護士法人かなめ

米澤晃
前田敏洋
浅田祐実
琴太一
畑山浩俊
仁戸田康平
中野知美
表剛志
(左から)



目次

1. 裁判例から学ぶリスクマネジメントの基本
2. 事故発生時の対応で大切なこと
3. 法的な悩みは弁護士に聞こう

1

裁判例から学ぶリスク マネジメントの基本

Q.裁判で争われるポイントとは何か？

①安全配慮義務違反

⇒契約内容は何か？

⇒予見可能性はあるか？

結果回避のためには何をすべきか？

②因果関係

③損害



事例①

自宅における転倒・転落につき 安全配慮義務違反が争われた事例

● 事例で考えてみよう！ ～自宅における転倒・転落

山田さんの転倒・転落事故の発生

B介護士は、平成22年10月22日、X1に対し、人工透析のためにその自宅（以下「自宅」という。）と医院との間を送迎する通院介助サービスを提供した。



B介護士は、その際、医院に向かうために自宅の玄関の上がりかまちの上に立っている山田さんに靴を履かせた後、山田さんに対しそのままの状態で待つように指示をしてその場を離れ、玄関から外に出た。



山田さんは、B介護士が玄関の外に出ている間に転倒し、玄関土間に転落した（以下「本件事故」という。）。

山田さんはどんな状態だった？

腎不全のため入院し、透析に必要な人工血管を体内に埋め込む手術を受けて約5カ月間入院していた。入院生活により、脚力は低下。

本件事故は退院後2カ月で発生。

杖を利用するとか、壁を支えにすることで自立歩行が可能となるにすぎず、杖などの支えがなければ自力で歩行できない状態

手すりや杖を利用すれば立位を保持することができたが、それも30秒から1分程度という短い時間にすぎなかった

どのように転落した？

山田さんは、透析クリニックから送迎車が自宅前に到着したとの連絡を受け、B介護士に見守られながら、自室から玄関まで杖をつきながら自立歩行し、上がりかまち（玄関土間からの高さ約24cm）の上で立位のまま靴を履いた。

その時、B介護士は、玄関前に置かれた山田さんを乗せる車椅子が所定の位置とは異なる場所にあることに気付き、車椅子を移動させるため、山田さんに対し、そのままの体勢で待つように指示して玄関の外に出た。山田さんは、右手を玄関脇の下駄箱の上に置いて上がりかまちの上に立っていたが、B介護士が玄関の外で車椅子を移動させている間に、上がりかまちから玄関土間に転落した。

この転落事故を防ぐためには何すべきだった？

東京地裁平成25年10月25日判決

B介護士は、本件契約に基づく安全配慮義務の一内容として、上がりかまちに立っている山田さんから目を離す際には、

山田さんを一旦上がりかまちに座らせるとか、
山田さんの家族に一時的に介添えの代行を要請するなど、

山田さんが転倒することを防ぐために必要な措置を執る義務を負っていたものというべきである。

それにもかかわらず、B介護士は、山田さんを上がりかまちに立たせたまま玄関の外に出て山田さんから目を離し、何ら山田さんの転倒を防ぐ措置を講じなかったのであるから、被告には本件契約に基づく安全配慮義務違反があるというべき

事例②

リハビリの目的を巡って 争いになった事例

● 事例で考えてみよう！～リハビリの目的の範囲はどこまで？

A理学療法士は、椅子にタオルを敷いて座っている鈴木さんの前方から、そのタオルを持ち上げて立ち上がる練習をした。

鈴木さんは両足に痛みを訴え、その夜、D医師が往診した際、左足関節捻挫と診断。事故から3か月後、血中酸素濃度が88%~90程度になり、その5か月後、呼吸不全で入院。その後、入退院を繰り返し、捻挫から5年後、肺高血圧症により死亡。遺族は、約6300万円損害賠償請求。



同日の訪問看護ステーションのサービス記録には、以下の記載。

「本日も、脚と手の関節運動、首の運動、脚の筋力トレーニングを行いました。立ち上がり練習中に急に傷みが出ました。本日は、セラピストAが単独でタオルごと介助のもと立ち上がりの練習を行いました。立ち上がり～立位になって2～3秒後にひどい痛みを訴えられました。右足一つちふまずからアキレス腱上にかけて。左足一かかとかからアキレス腱にかけて。触っても触らなくても足を動かさなくても痛みがありました。受傷直後からの経過では腫れや発赤はみられていません。訪看ステーション責任者に直ちに報告しております。」

Copyright(c)弁護士法人かなめ

鈴木さんはどんな状態だった？

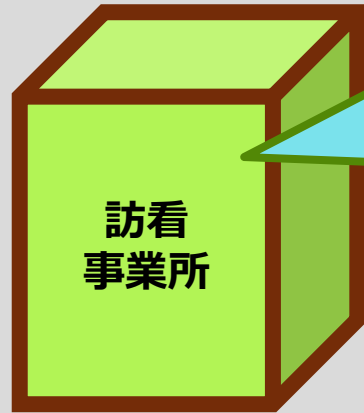
肺炎を患い入院。

その後退院したが脚力が弱まったことにより立位保持が困難となり、**呼吸機能が不十分に**。

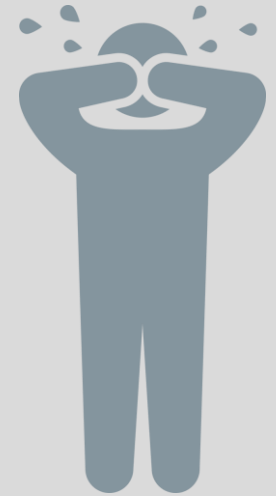


訪問看護指示書には、

「病状及び治療状態」欄に「著明な円背があり、肺の拘束性障害がもともとあり、今回上気道感染をきっかけに肺炎をおこした。抗生剤点滴静注にて、治療し、肺炎は治癒している。」と記載され、「病名、予後に対する説明」欄に「円背により、もともと肺の換気障害があって、今後も肺炎はおこしやすいと思われる。円背に関しては、治癒する見込みはない。」といった内容を鈴木さん・ご家族に説明したことが記載され、「留意事項及び指示事項」欄に療養生活指導上の留意事項として「著明な円背があり、拘束性障害ある。上気道感染から肺炎へ進行しやすいため、注意が必要」と記載され、同欄にリハビリテーションとして「円背、関節の拘縮が強い。関節痛が強いが、骨格の変形・拘縮によるもののため、リハビリにて改善していくしかないと思われる。」と記載されている



そんな約束なんてしていないぞ。うちは
訪看ステーションだ！そこまでできるわ
けないじゃないか！
言いがかりだ！



契約の目的は「動作能力の向上等」だけ
ではない！「立位保持による血中酸素濃
度の上昇と呼吸機能の改善」も目的だ！

裁判所はどのように判断した？

東京地裁平成29年6月29日判決

鈴木さんは円背により拘束性換気障害があり，円背は治癒する見込みはないと診断され，被告は鈴木さん及びご家族に対してこれを説明したこと，関節痛が強いが，骨格の変形・拘縮によるもののため，リハビリテーションにより改善していくしかないと思われる旨が診断されたこと，鈴木さん及びご家族のニーズとしてトイレに行けるようになりたい，入院前よりも動けるようになってもらいたいといったことであったことなどが認められ，また，呼吸リハビリテーションの拘束性換気障害に対する効果に関しては必ずしも有効性が確立していなかったことや，本件契約の契約書には，訪問看護サービスの目的として，利用者に対して可能な限り自宅においてその有する能力に応じた日常生活を支援するために訪問看護サービスを提供することなどが挙げられているに止まることなどを併せ考慮すると，本件契約は，鈴木さんの自宅を理学療法士が1週間に1回程度訪問してリハビリテーションを行い，併せて自宅で鈴木さんが日常生活を過ごす中での動作を積極的に行うことで，関節の拘縮等を改善し，鈴木さんが再びトイレに行くことができるようにするなど，日常生活動作の向上を図るのが主たる目的であって，血中酸素濃度を正常に維持して呼吸機能を改善することは契約の目的そのものではなかった

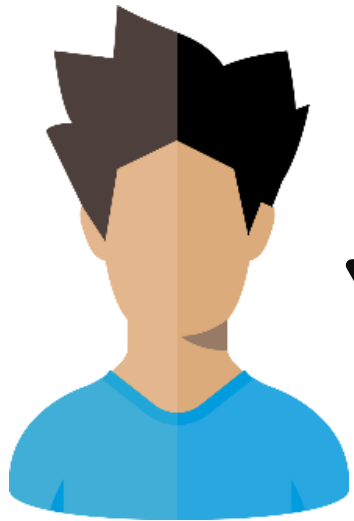
ポイント解説

1. 計画書に「できないこと」を記載していないか
2. 利用者・ご家族の無理な要求に応えるべきかどうか
3. 医師からどのような指示がでているか
4. サービス記録の記載内容に、予定していた内容と異なった内容の記載が無いか



2

事故発生時の 対応で大切なこと



介護事故やクレーム問題があった際、
こちら側に責任が無いのに不用意に謝ると
「謝ったから責任を認めただな？」
「それならば誠意としてお金を払え」
と賠償をしなければならなくなる、と聞いた
ことがあります。
謝罪したら賠償責任を認めたことにな
るのでしょうか？



介護事故対応の基本 謝罪の重要性

● デイサービスの利用者が食事中に誤嚥し死亡した事故

▶ 平成22年12月8日東京地裁立川支部判決

施設長が謝罪の言葉を述べ、原告らには責任を認める趣旨と受け取れる発言をしていたとしても、これは、介護施設を運営する者として、**結果として期待された役割を果たせず不幸な事態を招いたことに対する職業上の自責の念から出た言葉と解され**、これをもって被告に本件事故につき法的な損害賠償責任があるというわけにはいかない。

● 「謝罪」の種類

法的責任

← スタッフが
判断するところではない

道義的責任

共 感

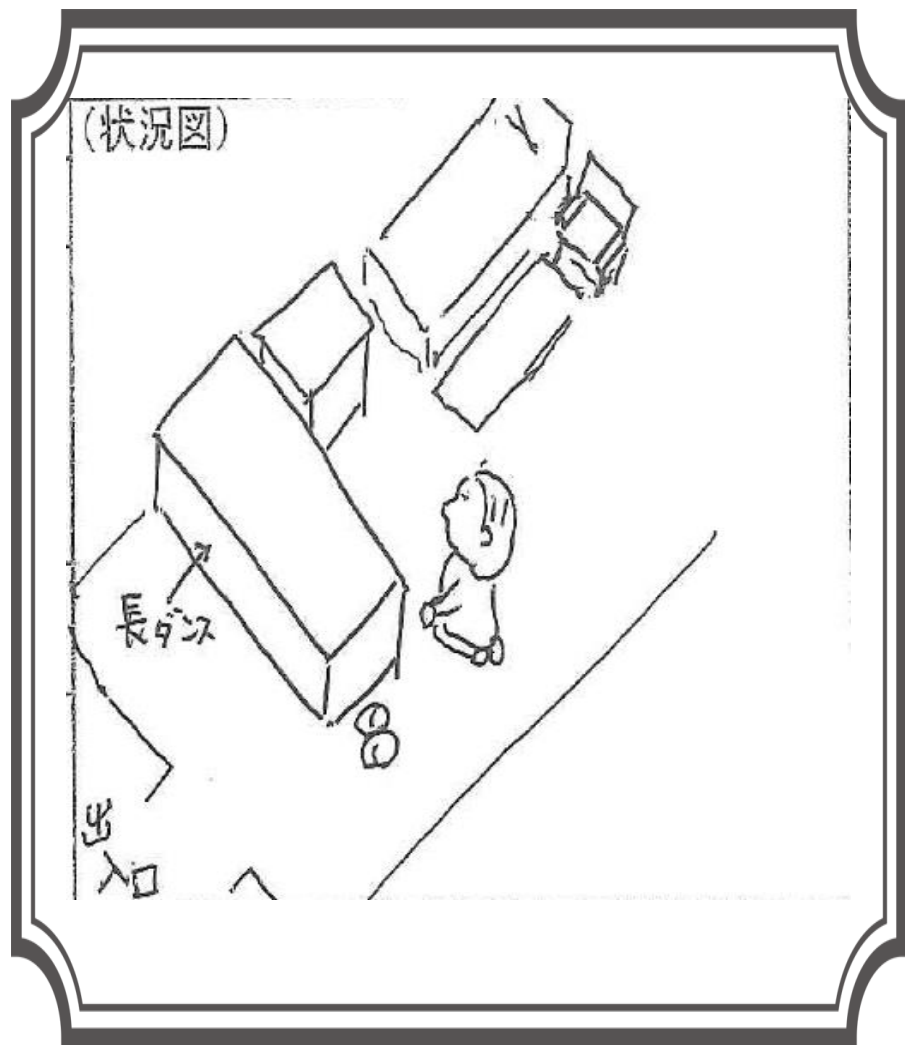
人として「行うべき謝罪」



介護事故対応の基本 記録作成の重要性



衝撃を受けた事故報告書との出会い



居室内よりすごい音がしたため
部屋に行くと床にAさんが座り
込んでおられ、近くには長ダン
スが倒れていた。
この時、センサー鳴らず



再発(未然)
防止の為の
改善策

A2次を削減出来ない様にA1次の向きを
変える

● 記録作成のポイント

- ① 事故当日に
事故報告書の作成を行う
- ② 時系列を正確に記載する
- ③ 感情ではなく事実を
記載する
- ④ 写真を活用する



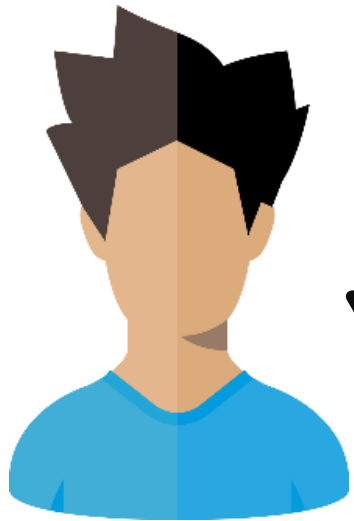
3

法的な悩みは
弁護士に聞こう

オンラインで弁護士と繋がろう



かなめネット



以前契約時に立ち合いを行った息子様から
「他の兄弟には契約対象者の住所を教えなくて欲しい」と言われた。
今後このような事があった場合、他の兄弟から問い合わせがあったら答えることはできないのか、どのように対応したらいいのか判断がつかない。

弁護士法人かなめ：お問合せ先



【大阪事務所】

〒530-0047

大阪市北区西天満4-1-15
西天満内藤ビル602号

TEL : 06-6361-2200

FAX : 06-6361-2201

Email : kanamelawyers@kaname-law.com

【東京事務所】

〒101-0043

東京都千代田区神田富山町7
BIZSMART神田富山町306号

TEL : 03-6869-0617

FAX : 03-6869-0658

Email : kanamelawyers@kaname-law.com